

# 個人情報保護法の抜本的改正なき 個人情報保護法制の統合に反対します

2021年3月1日

共謀罪 NO！実行委員会

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

菅政権は、デジタル改革の名のもとに、2月9日、デジタル庁設置法等6法案を閣議決定し、今国会での成立を強行しようとしています。

この6法案とはデジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案です。

これらの法案の目的は、内閣主導のもとに各省庁の情報システムを標準化、統一するとともに、いままで分散管理されてきた個人情報などの情報を連携させ、官民共同利用利への道を開くことにあります。そして、公布から2年以内には自治体のもつ市民の個人情報もこのシステムに連携させようとしています。

これらの法案が成立すれば、今まで各省庁、自治体に分散管理されていた、わたくし達の個人情報は国のもとに一元的に掌握され、管理されます。本来なら、このような重要な法案は、時間をかけ、慎重に議論されなくてはなりません。ところが、菅政権は、逆に6法案の多くを束ね、拙速審議で早期成立をはかっています。

この6法案のなかで、菅政権が重要視しているのが、個人情報保護法制の統合、マイナンバー法の改悪です。個人情報保護法制の統合問題は、6法案の関連で昨年12月下旬から1月下旬にかけて意見公募されました。それだけに個人情報保護法制の統合は重要なものとして位置づけられていえます。

## 個人情報保護より民間の利活用を優先

いままで、市民の個人情報は、民間のもつものは個人情報保護法（以下、個保法と略）、省庁等がもつものは行政機関個人情報保護法（以下、行個保法と略）、独立行政法人もつものは独立行政法人等個人情報保護法（以下、独行法と略）のもとにおかれていました。個人情報保護法制の統合は、この垣根を取り払い、民間を対象とする個保法のもとに、行政などのもとににある個人情報などを包摂しようというのです。

これは、個人情報保護法制の改悪としかいいようがありません。

というのは、個人情報保護法は市民の個人情報の保護よりも民間企業が個人情報を利活用しやすいようにつくられているからです。個人情報保護法制統合の統合は行政や自治体のもつ個人情報を民間の利活用に提供するところにあるとって過言ではありません。

菅政権は、個人情報保護法制の統合をGDPR（E一般データ保護規則）に対応する

ためとしていますが、これは事実と反します。今回の個人情報保護法制統合は、国際的な個人情報保護強化の流れに逆行するものです。

個人情報保護法のどこが問題なのでしょうか。

1、日本の個人情報保護法は、個人情報の範囲が極めて狭く、メールアドレス、IP アドレス、クッキーなどのオンライン識別子、携帯電話番号、位置情報などが含まれていません。これは、日本の個人情報保護法の致命的な問題点です。

現在、国際社会で個人情報保護が強く叫ばれているのは、インターネット社会到来の中で、知らない間に個人情報が GAF A などの IT 企業に集積・共有・活用され、市民のプライバシー、個人情報が丸裸にされるという状況が出現しているからです。

こうした現状に GDPR (EU 欧州データ一般保護規則)、CPPA (カリフォルニア州消費者プライバシー保護法) は、IT 社会の到来という現実と踏まえ、個人情報のなかに、携帯電話番号や、メールアドレス、IP アドレスクッキーなどのオンライン識別子、位置情報などを加え、保護しようとしています。ところが、日本の個人情報保護法は個人情報に上記の全てを含めていません。個人情報の範囲が狭いのです。

重要なことは、より個人情報の定義の範囲が広い、行個法、独個法が廃止され、より範囲の狭い個保法に統合されることです。まさに、国際的な個人情報保護の流れに逆行しています。

市民の情報が個人情報と位置付けられないことは、保護の対象からはずれるということであり、民間企業が好きに利活用できるということです。

昨年12月下旬から本年1月下旬まで内閣府が「個人情報法保護法制の統合に関する最終報告」に関する意見公募をおこないましたが、その際、同報告は、個人情報の定義を個保法の解釈とりました。

### 個人情報の範囲

個人情報保護法は、個人情報を次のように定義しています。

「一 当該情報に含まれる氏名、生年月日、そのほかの記述等（・・・・・・・・・・・・・）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項（・・・・・・・・・・・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

この「容易」には、行個法、独個法にはありません。

この点について、個人情報保護法制の権威といわれる宇賀克也氏は次のように述べています。

「問題は、他のこの情報と照合するときに容易に照合しうることを要件とするか、容易性を求めないかである。容易に照合しうることを要件とすれば、個人情報の範囲は限定されることになる」（個人情報保護法の逐条解説411ページ）

「異なる機関がオンラインで結合され他の機関が保有する情報と容易に照合することにより特定の個人が識別されるような場合には個人識別性が肯定されるが、逐一、文章等により他の機関に紹介しなければ個人が識別できないものは、容易に識別できる場合にあら

ないとして、個人識別性が否定されていた（総務省・逐条個人情報 56 頁）」（同上）

たとえば、個人情報保護法では、メールアドレスは、一般的には特定の個人を識別するものではないですが、本人が契約するプロバイダーにとっては、ほかの情報と容易に照合して個人を特定でき、個人情報になります。「容易」にがない、行個法、独個法では一般的にメールアドレスは個人情報になります。

行個法、独個法を廃止し、個人情報法保護法制を統合することは、個人情報の範囲を狭くし、行政機関などのもつ個人情報を民間企業により広く活用とさせようとするものです。国際的な個人情報保護の流れに逆行する個人情報保護法制の統合には強く反対します。

※ちなみに GDPR では、個人データ（個人情報のこと）を次のように規定しています。

「(1)「個人データ」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうるものをいう」（GDPR4 条 1 項）

## 2、日本の個人情報保護法は個人情報の取得にあたって、本人から同意を取ることを原則としていません。

個人情報は、誰のものかという議論があります。この点についていえば、個人情報は主体である本人のものであります。企業などが、本人の同意なく勝手に利活用することは問題があります。いままで、多くの IT 企業などは、個人情報の活用から得られる膨大な利益のために、本人から同意を得ることなく個人情報を集積・共有化し、利活用してきました。

一部には、市民はスマホなどでアプリを無償で提供されているから、個人情報を無断で活用されても仕方がないという意見もあります。これは、大きな間違いです。

市民は、パソコン、スマホ、IOT 家電などをアプリなどのサービスの使用を前提にして購入します。ある意味では、使用権が購入の前提となっています。そのことから、市民の個人情報が主体である本人のものであることはいうまでもありません。

ところが、日本の個人情報保護法では、個人情報の取得という段階では本人の同意が必要なく、個人情報の利活用が前提とされ、利用目的の通知又は公表すればたりるとされています。本人の同意が必要なのは「利用目的の変更」、「第三者への提供」「外国の第三者への移転」などだけです。

今回の個人情報保護法制の統合で、本人からの同意原則がさらに否定されることとなります。というのは、行個法、独個法における個人情報の取得は、「公権力を行使して取得したり、申請・届け出に伴い義務として提出されたりするものが多い」（同上）からです。半ば強制力をもって取得された行政などの個人情報と、本人同意もなく曖昧に取得された民間の個人情報が個保法のもとに統合されれば、更なる本人同意の否定へと進むことになるのは疑いありません。

### GDPR は本人同意原則が明確

世界の個人情報保護法制に大きな影響力をもつ GDPR では、個人データの取得という段階で、本人の同意、適法化の根拠が必要とされます。

GDPR 6 条 1 項で「(a)データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの取り扱いに関し、同意を与えた場合」に個人データの取り扱いが適法になるとし、同意について、4 条 11 項で「自由に与えられ、特定され、説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによってデータ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取り扱いの同意を表明するもの」としています。

GDPR では、個人データの取得にあたって、本人からの同意原則が明確です。

日本の個人情報保護法は個人情報取得・利用にあたって本人同意原則を明確にすべきです。個人情報保護法制の統合をめざすならば、そのことを曖昧にすることはできません。

### 3、自己情報コントロール権の明確化を！

個人情報の本人同意原則を明確にするならば、本人による個人情報の利用の同意を撤回する権利、データポータビリティ権などは明確になります。自己情報コントロール権は本人同意原則を前提にしてこそ明確になります。

個保法の保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の権利は極めて不十分です。

### 4、個人情報保護委員会の抜本的改革を！

個人情報保護委員会は、個人情報保護法制の統合で民間だけではなく、行政機関、自治体も対象にして、その任にあたることになります。

同委員会はいままでの民間の個人情報の利活用優先から個人情報保護を優先する立場へと転換する必要があります。日本の現行の個保法は第一条「目的」で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護降すことを目的とする」と規定しています。これは、日本の個人情報保護法制は民間による個人情報の利活用を優先するというものにほかなりません。これでは市民の個人情報を守ることはできません。

同委員会は、市民の個人情報を保護するために、個人情報の範囲を広げ、個人情報取得にあたって本人の同意原則、自己情報コントロール権を明確にした個人情報保護法の抜本的改正のうえで、活動すべきです。

個人情報保護法の抜本的改正なき個人情報保護法制統合に反対します。

以上

連絡先

「秘密保護法」廃止へ!実行委員会(平和フォーラム 03-5289-8222)

憲法 9 条を壊すな!実行委員会 (!憲法会議:03-3261-9007/許すな!憲法改悪・市民連絡会 :03-3221-4668)

共謀罪対策弁護士団(自由法曹団: 03-5227-8255)

